





三上税理士法人発行 オリジナル事務所通信

令和7年2月号

代表 便り

## 決算公開号!

今月号は、毎年恒例、三上税理士法人の決算公開号です。

今年も顧問先の皆さまにのみ、別紙にて公開いたします。少しでも多くの社長の皆様に、今期の弊社の 決算と経営計画を見て「計画を作るのも良いものだな」と刺激を受けていただければ幸いです。ご自身の 会社の経営計画の作成などでお困りの際はお気軽にご相談ください!

本店 便り

# 住宅取得等資金の贈与は順序にご注意を!

文責:亀田

お子さんやお孫さんが家を買う時などの資金援助の際に使われる特例の一つに「住宅取得等資金の贈与」があります。数年ごとに改正され、また要件が厳しいので、使う際には注意が必要です。直近では令和6年に改正されました。

以下にその主な要件を示します。

| 以下にての主な安什で示します。 |  |  |
|-----------------|--|--|
| 贈与者             | 直系尊属(父母・祖父母等)からの贈与                     |  |
| 贈与を受ける方         | ・贈与を受けた年の1月1日において18歳以上                 |  |
|                 | (平成 21 年以降に同特例の適用を受けたことがある場合は不可)       |  |
|                 | ・贈与を受けた時点で日本国籍を有し、かつ日本国内に住所を有する        |  |
| 贈与税の            | ・贈与を受ける方 1 人当たり 500 万円まで非課税            |  |
| 非課税限度額          | ・質の高い住宅(断熱性能または耐震性能等が一定の基準を超えるもの)      |  |
|                 | である証明書を申告書に添付する場合は 1,000 万円まで非課税       |  |
| 適用期限            | 令和6年1月1日~令和8年12月31日の間にされた贈与            |  |
| 所得要件と           | 贈与を受けた方の、その年の合計所得金額が                   |  |
| 床面積要件           | ・1,000 万円以下:床面積 40 ㎡~240 ㎡の住宅について適用可能  |  |
|                 | ・2,000 万円以下:床面積 50 ㎡~240 ㎡の住宅について適用可能  |  |
|                 | ・2,000 万円超 : 適用不可                      |  |
|                 | 同年に元の自宅を売却する場合は、その際の所得も合算されるので注意       |  |
| 対象となる支出         | 日本国内の、住宅の新築、マンションの購入、中古住宅の購入、増改築等      |  |
|                 | (贈与を受けた方が居住するためのもの。店舗等を併設する場合は床面積      |  |
|                 | 全体の半分以上が居住用である必要がある。対象の住宅の建っている土地      |  |
|                 | や新築住宅を建てるための土地は対象。配偶者や親族等からの購入等は不      |  |
|                 | 可)                                     |  |
| 手続き             | ①贈与を受ける                                |  |
|                 | ②全額を充てて住宅取得等する(②より①が後になった場合は不可)        |  |
|                 | ③贈与税の申告書を提出(特例適用のため、税額が0円でも必須)         |  |
|                 | ④居住開始                                  |  |
|                 | ②~④は、順序は問わないが、全て①の翌年3月15日までに完了する必要     |  |
|                 | がある(④は、注文住宅の新築や、増改築の場合は、翌年3月15日までに     |  |
|                 | 骨組みを含む屋根まで完成していれば、その年の 12 月 31 日までの居住開 |  |
|                 | 始で適用可)                                 |  |

く前のページからの続き>

#### その他

- ・住宅ローンを併用する場合、この特例で贈与された金額は住宅ローン控 除の対象とならない
- ・暦年課税または相続時精算課税との併用も可

上記の「手続き」にありますように、①と②の順序が逆になったり、②~④が期日までに間に合わなかったりすると、通常の贈与と同じ扱いになってしまいますので、タイミングがとても重要になってきます。新築マンションなどは特に、②のお金を払ってから④の入居できるまでの期間が長くなりますので、入居可能時期から逆算するなど、あらかじめスケジュールの把握が必要です。その他にも細かい要件等がございますので、この特例の適用をお考えの方は、ぜひ担当者にご相談下さい。

#### 【参考】

『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税』等のあらまし(国税庁) https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0024005-031\_01.pdf

## インタ· 店 【便り

# 負けないで 🎜 もう少し

文責:大脇

こんにちは●暦の上では春となりましたが、まだ寒い日が続いていますね。

こたつとは友達を超えてマブダチになるかの勢いですが、年末年始にかけ心の故郷(ふるさと)のウガンダへ行ってまいりました。日本から持ってきた材料も使って一緒にから揚げや炊き込みご飯的なものを作り、子ども達にたくさんの元気をもらってきました ♥ 果物は味が日本のものと全然違い、とてもおいしいんです! さぁエネルギーもチャージしたので 3 月までの繁忙期に全力疾走するゾ!

全力疾走と言えば…日本に帰った次の日、恒例の新春春日井マラソン大会に今年も弊社社員が参加したとのことです。え!?私?まだ多少の時差ボケで惜しくも参加できず…らっ来年こそは…。

今年のマラソン参加者は、参加を始めた 2019 年以来最多の出場人数 17 名。我がインター店からは 5 名出場しました。応援も4名駆け付けたそうです。(私?仕事しながら心の中で応援していましたよ)

ランナーの中にはマラソン前日まで「荒天にならないか、いっそのこと雪が降って中止にならないか」とブツブツ言っていた人もいたようですが、蓋を開ければ全員怪我無く、17 名中 15 名が完走できました。

今年度は三上税理士法人 20 周年イヤーのため、T シャツも一新 → 。今年は本店渡邉画伯によるもので、すごいですよ。紙と鉛筆の世代からは考えられない iPad のお絵描きアプリで作るという…春日井サボテンのキャラクターと春日井の市花・桜を添えた、春日井市らしいかわいい T シャツとなりました。

全体的に年々タイムも上がっているようで、2年連続1位の山本君は昨年タイムより1分40秒ほど縮めたとのこと。すごい!マラソン後の打ち上げにて、突然の振りに臆することなく「来年はマラソンのタイムも仕事面でも少しでも成長した姿をみせたいです」と挨拶した彼はとても頼もしかったそうです。 走った人も、寒い中応援した人もお疲れさまでした。ちなみに、我がインター店からの出場者は2,3,4,7,9位!すごいすごい!



【向かって左より順位順に並んでパシャ ■ みんな笑顔晴れ晴れ ※】



【最後の走者がゴールした時には 拍手喝采!サライが聴こえます(笑)】



【今年のTシャツデザイン画。 可愛いですね】

さて、2025 年度の労働関係の法令改正のなかで目玉となるのが、育児・介護休業法の改正です。同法は少子化対策の主要施策であることから頻繁に改正されており、今回は4月と10月に2段階で改正されます。来月号にて詳しく内容を紹介していきます。

経営 情報

### iDeCo の改正について

文責:佐原

ゲー 昨年も 12 月 20 日に税制改正大綱が公表されましたね。毎年 100 ページを超える大作が公表されますが、読み解くほうも大変ですよね。

さて、今回はその中でも特に影響が大きそうな iDeCo の改正について簡単にまとめさせていただきます。

#### ①掛け金上限の変更

iDeCo の掛け金上限の引上げが盛り込まれました。

改正前後の限度額対比は以下の通りです。

| 区分            | 改正前                         | 改正後         |
|---------------|-----------------------------|-------------|
| 第一号被保険者(自営業者) | 月額 68,000 円                 | 月額 75,000 円 |
| 第二号被保険者(会社員)  | 月額 23,000 円<br>(一定の場合に優遇あり) | 月額 62,000 円 |
| 第三号被保険者(専業主婦) | 月額 23,000 円                 | 月額 23,000 円 |

iDeCo の掛け金は、小規模企業共済掛金のように所得控除を受けることができますので、掛け金を増やすことにより所得税を減額する効果を得ることができます。従来、第二号被保険者(会社員)は月額 23,000円が限度で、小規模企業共済の月額限度額 70,000円に比べて少額しか所得控除を受けられませんでしたが、今回の改正で小規模企業共済並みの所得控除を受けることが可能となりそうです。

ただし、iDeCo は 60 歳になるまで積立金額の給付を受けることができない点に注意が必要です。

#### ②5年ルールの見直し

現状、iDeCoからの給付金を一時金で受け取り退職所得控除を使用したとしても、その後5年以上経過すれば、会社から支給される退職金(小規模企業共済の解約返戻金を含む)についても、先に使用した退職所得控除が満額復活し、多額の退職所得控除を受けることが可能です。

#### [参考] 退職所得控除の計算式

勤続年数が 20 年以内の場合 … 40 万円×勤続年数

勤続年数が20年超の場合 … 800万円+70万円× (勤続年数-20年)

つまり、今までは、60 歳で iDeCo から一時金を受け取り退職所得控除を活用して納税額を少なくするとともに、65 歳で会社から退職金を受け取った場合にも、退職所得控除を活用して納税額を少なくすることが可能な制度でした。

しかしながら、今回の改正で「5年以上」という部分が「10年以上」となる見通しです。

60 歳で iDeCo から一時金を受け取り退職所得控除を受けた場合、会社から支給される退職金は70 歳以降 に受け取らなければ退職所得控除の金額が大幅に少なくなってしまい、それなりの納税が発生するようになってしまうかもしれません。

今後日本の退職年齢を 70 歳まで引き上げる案も耳にしますが、現状では 70 歳で退職金をもらうのは一部 の人のみだと思います。そのため、節税のために iDeCo の受取方法を一時金+年金方式にするなど、個々人 の状況に合わせた詳細な出口戦略を求められる時代が来るのではないでしょうか。

税制改正大綱はまだ確定ではなく、1月から始まる通常国会の承認を経て改正(例年4月1日に改正)が 行われます。これだけ世間を騒がせた以上、何かしらの救済案をつけるのではないかと思いますが、今後の 動向を注視していきたいですね。 行楽 日記

### エトピリカ

文責:淺野

昨年秋に千葉県の鴨川シーワールドへ家族で行って参りました。

東京駅から特急わかしおとバスに 2 時間ほど揺られて、チーバくん(千葉県の形をした犬のマスコット)のももの後ろ?のあたりまで行きます。

バスを降りてゲートをくぐると、目の前には壮大な太平洋!外海に臨む堤 防の上に水族館が建てられているような感じでしょうか。

建物に入り、ウミガメの赤ちゃんやクラゲ水槽、ベルーガ(シロイルカ) のパフォーマンスなどを見た後、昼食に。そこで入ったレストランでは、イ スの背もたれにある窓に、様子を見に来たのか、大迫力のシャチが!巨大水 槽に併設のレストランだったようです。



ここでは水に関係する様々な生きものが見られますが、その中で気になったのが「エトピリカ」という鳥。TV番組「情熱大陸」のエンディングテーマで見覚えのある言葉でしたが、あれ鳥の名前だったんですね。

この鳥、日本では北海道東部に生息していて、名前はアイヌ語の「エトゥ(くちばし)ピリカ(美しい)」から来ているそうです。あ、もしかして「ゆめぴりか」(お米の品種)も……?この鳥のすごいのは、陸・海・空の全てに行けるというオールマイティぶり。中でも海中を泳ぐのが得意らしく、一年の大半を海の上で過ごすそうです。なるほど、それでシーワールドにいるんですね。



さて、「美しいくちばし」の名を冠するエトピリカですが、私の撮った写真を見る限りでは大きめの黄色いくちばしというだけでそれほどでもない(失礼)。これは、カメラマンの腕が悪いのもありますが、 実は春の繁殖期に鮮やかなオレンジ色になって、なおかつ装飾のような溝も表れるらしいです。

是非みなさん、検索して見てみて下さい!

### 2月の税務

- ・固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付 納付期限…2月中において各自治体の条例で定める日
- ・12 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉、 6 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)

申告期限…2月28日(金)

・前年分所得税の確定申告 申告期間···2 月 17 日(月)~3 月 17 日(月)

# 無料経営相談につきまして

誠に勝手ながら、本年3月までの期間、 無料経営相談はお休みさせていただきます。 ご理解のほど、よろしくお願いいたします。 お困りのことがございましたら、担当者まで ご連絡ください。

#### 三上税理士法人

**■本店** 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92

TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■**春日井インター店** 〒487-0023 愛知県春日井市不二ガ丘 1-38-2 TEL:0568-29-9211 / FAX:0568-29-9212

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info